

2018年7月12日

平成30年7月豪雨による災害により被害を受けられた皆さまへ

株式会社 全管協共済会

このたびの、平成30年7月豪雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険商品の水害被害に関してご対応できる内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

○安心保険プラスⅢスーパー、安心保険プラスⅡスーパー、安心保険プラス・スーパー
(安心保険プラスⅢ、安心保険プラスⅡ、安心保険プラス)

- ・水害により、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生し、
＜表1＞の区分に該当する場合、家財保険金が支払われます。
- ・条件により＜表2＞のとおり、賃借費用保険金も支払対象となる可能性があります。

＜表1＞家財保険金

水害	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100% 損害額が家財保険金額を超えるときは、 家財保険金額限度
	上記以外で床上浸水による損害 家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	家財保険金額×10% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×10%) 1事故につき60万円限度
	家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	家財保険金額×5% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×5%) 1事故につき30万円限度

※なお、土砂崩れによる損害は上記の水害として取り扱います。

<表2> 費用保険金

賃借費用 保険金	事故により入居物件が 半損以上 になり、 家財 保険金の支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3か月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に、損害が生じたときから1か月以内に発生した 実費
-------------	--	--

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上のもの。

お客様の被災状況に関するご連絡につきましては、以下の弊社「保険金請求受付センター」にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

<保険金請求受付センター>

0120-551-224 (24時間365日受付)